

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：36件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋内ボイラ室ストームファンネル（004）に詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
2	2号機	所内ボイラ新設加熱蒸気配管フラッシングにおいて、ドレン配管と仮設塩ビ管の接続部からの水漏れ（約4L、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
3	3号機	主タービン第1・第2軸振動記録計点検において、配線の絶縁劣化が認められたため、当該配線を交換	D	
4	3号機	湿分分離器（No. 2）本体内面溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器（A・B）空気駆動出口弁点検において、制御用電磁弁および駆動部下部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
6	3号機	原子炉建屋補機冷却系熱交換器出口温度制御弁出入口弁浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該弁体を修理	C	11月20日再審議にてグレード変更 D → C
7	3号機	原子炉建屋補機冷却系熱交換器（C）入口弁浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該弁体を修理	C	11月20日再審議にてグレード変更 D → C
8	3号機	復水貯蔵タンク水位検出器元弁に錆びが認められたため、当該弁を補修・塗装	D	
9	3号機	補機冷却海水系配管内部点検において、電気防食棒の脱落が認められたため、当該電気防食棒を交換	C	
10	3号機	復水器ホットウェル水位調整弁（B）点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該弁体を交換	C	11月26日再審議にてグレード変更 D → C
11	3号機	廃棄物処理系3、4号機放出連絡弁点検において、弁箱ガスケット面等に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
12	4号機	主タービン油清浄装置タンク用ベントファン下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）潤滑油配管のフランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	ケーブルボルト室換気空調系移送排風機のファンベルトカバーのボルト外れ（4箇所）が認められたため、当該部のボルト取付	D	
15	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液タンク（A）入口弁操作において、動作不良（スティック）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	5号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（A）出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	ケーブルボルト室換気空調系移送排風機にファンベルトの外れが認められたため、当該ベルトを交換	C	
18	6号機	取水電源設備パワーセンタ気中しゃ断器（D）点検において、過電流引外し装置の不調が認められたため、当該部を修理	C	
19	6号機	給復水系タービン駆動原子炉給水ポンプバイパス流量制御弁バイパス弁浸透探傷検査において、弁座シート面に指示模様が認められたため、当該部を修理	C	12月17日再審議にてグレード変更 D → C
20	6号機	主復水器細管洗浄装置捕集器（A1・B1・B2・C1）スクリーンのディスタンスリングに外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	第4給水加熱器（A）水位制御弁点検において、ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
22	6号機	残留熱除去系海水ポンプ（A）駆動用電動機冷却水ドレン閉止プラグにねじ山の減肉が認められたため、当該プラグを交換	D	
23	6号機	不活性ガス系原子炉格納容器圧力抑制室負圧破壊弁（3）点検において、フレキシブル電線管の破損が認められたため、当該電線管を修理	D	
24	6号機	原子炉建屋換気空調系ダクト風量制御ダンパー操作器（A124～A128計5台）点検において、エアリークによる動作不良が認められたため、当該操作器を修理	D	
25	6号機	不活性ガス系原子炉格納容器圧力抑制室負圧破壊弁（4）点検において、駆動部ベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
26	6号機	給復水系サンプルドレン受ラック復水管戻り弁駆動用電磁弁点検において、排気孔よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
27	6号機	湿分離器ドレンタンク液位伝送器（2B）の校正において、校正装置（水マノメータ）内の純水を床面にこぼしたため、当該部を清掃及び対応検討	C	
28	6号機	循環水ポンプ（B）点検において、出口ケーシングフランジ部に腐食および剥離が認められたため、当該フランジ部を修理	D	
29	6号機	タービン建屋ストームサンプ（B）において、ポンプ停止時に警報不良（ポンプが停止する前に水位低の警報が発生）が認められたため、当該計器の点検・修理	D	
30	6号機	タービン建屋地下1階復水回収タンク西側の高電導度ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
31	6号機	タービン建屋地下1階給水加熱器室南側の高電導度ドレンファンネルにブロー操作を実施したところ、詰まりによる溢水が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	C	
32	6号機	非常用ディーゼル発電機海水ポンプ出口ストレナバケット浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
33	集中環境施設	洗濯廃液濃縮設備洗濯廃液濃縮器（A）再循環ポンプ軸受温度指示計のキャピラリーチューブの破損が認められたため、当該指示計を修理	D	
34	集中環境施設	低電導度廃液系機器ドレンサンプタンクよりドレン廃液がオーバーフローし、タンク漏洩警報が発生したため、対応検討	B	
35	その他	使用済燃料共用プール設備冷却浄化系ポンプ（B）のメカニカルシール部よりリーク（1滴／10秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
36	その他	「固体廃棄物貯蔵庫7棟地下1階空調設備ファンコイルユニット枠の破損について（9月26日掲載No. 21）」において、発見日に誤りが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで